

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

規 則

- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 108
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 108

告 示

- 水資源保全地域の指定……………（土地水対策課） 109
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………（循環型社会推進課） 111
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 111
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 111
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 111
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 112
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 112
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 112
○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 112
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 112
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 113
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 113
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 117
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課） 131

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）…………… 131

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 134

道公安委員会規則

- 北海道公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則…………… 135

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 135

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第15号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.80パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和3年2月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第16号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和47年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。

第3条の5中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

第3条の6第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同条第2項中「第11条の4第4項」を「第11条の5第4項」に改める。

第3条の8中「第11条の5」を「第11条の7」に改める。

第3条の9中「第11条の11第1項ただし書」を「第11条の14第1項ただし書」に改める。

第3条の10中「第11条の12ただし書」を「第11条の15ただし書」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

第3条の11中「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

第3条の13中「第87条の4第2項」を「第87条の3第2項」に、「第100条の4第2項」を「第101条第2項」に改める。

第4条第1項及び第4項中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

第5条第1項中「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める。

第6条第1項中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「第68条第5項」を「第68条第4項」に改め、「及び第100条の8第5項」を削り、「又は法第91条第5項（法第100条第5項において）」を「、第68条第6項（法

第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項若しくは第6項(法第100条第5項においてこれらの規定を)に改める。 第7条中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。 第7条の7中「第86条の9」を「第86条の10」に改める。 第7条の8第1項中「第87条の3第4項」を「第87条の2第4項」に改め、同条第2項中「第87条の3第5項ただし書」を「第87条の2第5項ただし書」に改め、同条第3項中「第126条の2」を「第126条」に改める。 第10条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「の議決」を「の決議」に、「取消を」を「取消しを」に改める。 第11条第1項中「第126条の2第1号」を「第126条第1号」に改め、同条第2項及び第3項中「第126条の2第2号」を「第126条第2号」に改める。 別記第1号様式の4中「印」を削り、「議決」を「決議」に、「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改める。 別記第1号様式の5中「印」を削り、「議決」を「決議」に、「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改める。 別記第1号様式の6中「印」を削り、「第11条の4第4項」を「第11条の5第4項」に改める。 別記第1号様式の7中「印」を削り、「議決」を「決議」に改める。 別記第1号様式の8中「印」を削り、「第11条の5」を「第11条の7」に改める。 別記第1号様式の9中「印」を削り、「第11条の11第1項ただし書」を「第11条の14第1項ただし書」に改める。 別記第1号様式の10中「印」を削り、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に、「第11条の12ただし書」を「第11条の15ただし書」に改める。 別記第1号様式の11中「印」を削り、「議決」を「決議」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。 別記第1号様式の15中「印」を削り、「第87条の4第2項」を「第87条の3第2項」に、「第100条の4第2項」を「第101条第2項」に改める。 別記第1号様式の16中「印」を削る。 別記第1号様式の17中「印」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。 別記第1号様式の17の2中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。 別記第1号様式の18中「印」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。 別記第1号様式の19中「印」を削り、「議決」を「決議」に改める。 別記第1号様式の20及び別記第1号様式の20の3から別記第1号様式の22までの規定中	「印」を削る。 別記第2号様式中「氏 名」を「氏 名」に、「が記名押印」を「の記名」に、「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める。 別記第8号様式中「印」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。 別記第8号様式の2中「印」及び「、第100条の8第5項」を削り、「第68条第5項」を「第68条第4項、(第96条第5項、第105条第5項において準用する)第68条第6項」に、「第91条第5項」を「第91条第4項(第6項)」に改める。 別記第9号様式中「印」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。 別記第9号様式の2から別記第9号様式の6までの規定中「印」を削る。 別記第9号様式の7中「印」を削り、「第86条の9」を「第86条の10」に改める。 別記第9号様式の8中「印」を削り、「第87条の3第4項」を「第87条の2第4項」に改める。 別記第9号様式の9中「印」を削り、「第87条の3第5項ただし書」を「第87条の2第5項ただし書」に改める。 別記第9号様式の10中「印」を削り、「第126条の2」を「第126条」に改める。 別記第10号様式(裏)中「第11号」を「第12号」に、「出資組合」を「組合員に出資をさせる組合(第130条第1項第40号において「出資組合」という。)」に改める。 別記第11号様式中「印」を削り、「第126条の2第1号」を「第126条第1号」に改める。 別記第12号様式及び別記第13号様式中「印」を削り、「第126条の2第2号」を「第126条第2号」に改める。 附 則 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
告 示	
北海道告示第207号 北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針(以下「地域別指針」という。)を定め、令和3年4月1日から施行する。 令和3年3月19日 北海道知事 鈴木直道	

- 1(1) 指 定 番 号 第180号
- (2) 名 称 俱知安町冷水川水源地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 虬田郡俱知安町字樺山26番地1から3まで、37番地13、37番地75、37番地95、38番地5及び6、38番地8から16まで、38番地20から25まで、39番地1、41番地1、41番地3から10まで、42番地2、44番地1から9まで、44番地11及び12、260番地1及び2、虬田郡俱知安町字山田127番地1から4まで、131番地2、132番地1、132番地4、132番地6から11まで、132番地16、132番地22、132番地24及び25、132番地28、132番地31から39まで、133番地1から3まで、133番地5から9まで、133番地11から16まで、133番地20及び21、133番地27から30まで、133番地33から42まで、133番地44から64まで、135番地1及び2、135番地4及び5、135番地7から20まで、135番地23から34まで、137番地2から4まで、137番地7、137番地9、150番地1から6まで、150番地9、163番地3から7まで、163番地21、163番地23から25まで、163番地32から42まで、163番地52、163番地66から72まで、163番地99及び100、163番地104から108まで、163番地159、163番地161から165まで、163番地175、163番地191から194まで、163番地196、163番地211及び212、165番地1から8まで、165番地10から26まで、165番地28及び29、165番地31、165番地34、166番地1から6まで、166番地8から11まで、167番地1から90まで、167番地92から94まで、167番地96、167番地98及び99、167番地102から106まで、169番地1から5まで、169番地25から28まで、169番地30から39まで、169番地41及び42、169番地45、169番地48及び49、170番地1及び2、170番地4から41まで、170番地43、170番地50、170番地136から142まで、170番地144から147まで、170番地149及び150、170番地152から184まで、170番地186から189まで、170番地192から249まで、170番地251及び252、170番地255から259まで、170番地261、170番地263から276まで、170番地278から305まで、170番地307から314まで、170番地316及び317、170番地320から324まで、171番地1から8まで、172番地1、172番地3から9まで、174番地1及び2、178番地1から3まで、179番地1から4まで、179番地8から18まで、179番地20から23まで、179番地26から41まで、179番地43及び44、179番地47、179番地49、179番地52から57まで、179番地67から72まで、179番地75から78まで、179番地80及び81、179番地83から88まで、179番地93から96まで、179番地98から101まで、179番地103から113まで、179番地116、181番地1から20まで、181番地22から24まで、181番地26、181番地29から35まで、181番地38か

ら51まで、181番地54及び55、182番地1から3まで、182番地5から7まで、183番地1及び2、183番地4から11まで、183番地13及び14、183番地16から24まで、183番地27から43まで、184番地1から4まで、184番地6から8まで、185番地1、185番地4、185番地6、185番地8、185番地10、185番地14から16まで、185番地19、188番地1から31まで、188番地33、188番地35から41まで、189番地1から3まで、189番地6から9まで、189番地11、189番地13から22まで、190番地1から4まで、190番地6、190番地9、190番地12から39まで、191番地2から11まで、191番地13、191番地16、191番地18から32まで、191番地34から36まで、191番地38から61まで、191番地63及び64、192番地1から3まで、193番地1から12まで、193番地20から23まで、193番地29から32まで、193番地34から38まで、195番地1及び2、195番地6及び7、195番地10から17まで、196番地1から16まで、204番地1から28まで、204番地30から35まで、204番地38から46まで、204番地48から65まで、208番地1から5まで、209番地1から12まで、209番地14、209番地16及び17、213番地、214番地、215番地、216番地、216番地3、226番地1、226番地4から6まで、227番地、228番地1及び2、229番地、230番地1及び2、231番地1から3まで、232番地1から3まで、232番地5から9まで、233番地1、233番地3から7まで、233番地9、236番地1から4まで、2404番地、2405番地、2406番地（俱知安町冷水川水源地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

- 2(1) 指 定 番 号 第181号
- (2) 名 称 別海町別海西部地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 野付郡別海町泉川26番地11、39番地5、39番地8、39番地11及び12、

39番地17及び18、39番地24、39番地31及び32、39番地34、39番地40から42まで、39番地48、39番地51及び52、39番地62及び63、39番地66、39番地68、40番地3から5まで、40番地7から11まで、40番地14及び15、40番地17及び18、41番地1から19まで、42番地2、42番地5及び6、42番地9、42番地11及び12、42番地14、42番地18及び19、42番地21、45番地1から7まで、45番地9から12まで、45番地16及び17、45番地19、45番地21から23まで、46番地1から24まで、46番地26、47番地1から6まで、47番地8から21まで、48番地1から5まで、48番地8から39まで、48番地43、48番地45から54まで、59番地2、59番地4、59番地7から9まで、59番地11、59番地13から17まで、59番地19及び20、59番地22及び23、59

番地25から32まで、59番地39から46まで、60番地1から7まで、60番地11から18まで、61番地1から4まで、61番地6から28まで、61番地32、62番地1、62番地3、62番地6から9まで、62番地15から18まで、62番地20及び21、64番地18、65番地1及び2、65番地5及び6、65番地10から13まで、65番地21、65番地25から27まで、66番地1から6まで、66番地10及び11、66番地15から17まで、66番地19、66番地20の一部、67番地2、120番地1の一部、120番地2の一部、3002番地2、3005番地2の一部、3007番地1の一部、3008番地3、3010番地5の一部、3019番地2（別海町別海西部地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課、北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課及び根室振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

1 要措置区域 小樽市新光二丁目28番4、28番5の一部（次の図のとおり）

2 特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年3月10日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘323の1・336の1・354の1・372の1・373の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高丘323の1、336の1、354の1、372の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第211号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字中トマム2215の1・2215の2・2217の9・2220・2938（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2217の4、2217の8

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1解除に係る保安林の所在場所野付郡別海町尾岱沼9の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2保安林として指定された目的霧害の防備
- 3解除の理由道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第213号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1解除予定保安林の所在場所標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2保安林として指定された目的風害の防備
- 3解除の理由道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1指定施業要件変更予定保安林の所在場所紋別郡遠軽町（次の図に示す部分に限る。）
- 2保安林として指定された目的風害の防備
- 3変更後の指定施業要件
- (1)立木の伐採の方法
- ア主伐に係る伐採種は、定めない。

イ主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を別海町役場の掲示場に掲示した。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1通知の内容令和3年北海道告示第167号
- 2所在が不明な者上田芳久

北海道告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

1	道路の種類	道道				
2	路線名	雄別釧路線				
3	道路の区域					
	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	釧路市阿寒町上舌辛18線19番1地先から		前	17.84mから		
	同市阿寒町上舌辛17線19番5地先まで			40.08mまで	400.00m	—
			前	17.84mから		
				35.10mまで	400.00m	—
			後	17.84mから		
				35.10mまで	400.00m	—

北海道告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 北見美幌線	北見市朝日町45番2地先から 同市川東83番7地先まで	令和3年3月22日 午前9時

北海道告示第218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
福山の沢川（Ⅱ－82－0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡新得町字新得西3線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
広内の沢川（Ⅱ－82－0030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡新得町字新得西4線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三十三号三の沢川（Ⅱ－82－0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡新得町字新内、字屈足西2線、字屈足西1線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
岩松発電所の沢川（Ⅱ－82－0060）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡新得町字屈足、字屈足基線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ボンニベソツ川（Ⅰ－82－0080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡新得町字トムラウシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平島の沢川（Ⅰ－05－1200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
本町の沢川（Ⅰ－05－1210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
増田の沢川（Ⅰ－05－1220）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
杉浦の沢川（Ⅰ－05－1700）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市旭町油谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

幌内の沢川（Ⅰ－05－1740） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市常磐町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 高根神社の沢川（Ⅱ－05－1150） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市高根町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 墓地の沢川（Ⅱ－05－1230） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 キャンプ場の沢川（Ⅱ－05－1350） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市川岸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 吉田の沢川（Ⅱ－05－1390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市芦別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 島武の沢川（Ⅱ－05－1560） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市野花南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 二股川支流川（Ⅱ－05－1610） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市野花南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黒田下の沢川（Ⅱ－05－1620） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市野花南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中の沢川（Ⅱ－05－1640） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 清水の沢川（Ⅱ－05－1660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 天狗北の沢川（Ⅱ－05－1670） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常磐町沢川（Ⅱ－05－1750） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市常磐町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

土石流

22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
不老の沢川（Ⅱ－05－1760）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市黄金町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
無名の沢川（Ⅱ－05－1770）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市黄金町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
国金の沢川（Ⅱ－05－1800）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市新城町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三又川（Ⅱ－05－1820）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市豊岡町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三股右二の沢川（Ⅱ－05－1830）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市豊岡町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
黄金神社の沢川（Ⅱ－05－1850）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市黄金町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
片山沢川・佐藤の沢川（Ⅱ－05－1880）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市黄金町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
末永の沢川（Ⅱ－05－1900）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市黄金町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
稲荷神社の沢川（Ⅱ－05－1920）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市常磐町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大山の沢川・右2の沢川（Ⅱ－05－1930）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市常磐町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
吉岡の沢川（Ⅱ－05－1940）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市常磐町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
緑泉1号沢川（Ⅲ－05－016）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

芦別市緑泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右1の沢川（Ⅲ－05－022） (2) 土砂災害警戒区域の表示 赤平市百戸町北、芦別市福住町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黄金第一（〈2〉－0－7） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黄金第五（〈2〉－0－8） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黄金第三（〈2〉－0－9） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市黄金町、豊岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊岡第一（〈2〉－0－11） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市豊岡町、黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新城町1（〈3〉－0－216－216－0003）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市新城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本町－1（〈3〉－0－216－216－0004） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市本町、北4条西4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 高根（0－50－50） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市常磐町、北7条西6丁目、北7条西5丁目、本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黄金(1)（0－51－51） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黄金(4)（0－54－54） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市常磐町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常磐（0－55－55） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市常磐町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
---	--

上芦別（０－５６－５６） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市旭町、上芦別町、本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 旭町(1)（０－５７－５７） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 旭町(2)（０－５８－５８） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市旭町、幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 旭町（０－５９－５９） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黄金(6)（０－７７－４４３） (2) 土砂災害警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 星置小沢川（Ⅰ－０１－０９７０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市手稲区手稲金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 グランドの沢川（Ⅱ－０１－０５７０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市西区小別沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大江沢川（Ⅱ－２９） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区定山溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 クルミの沢左の沢川（Ⅲ－１９） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区定山溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第219号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 令和３年３月19日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得トムラウシ４（Ⅰ－８－４１－２６８７） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町字トムラウシ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得新得1 (I-8-42-2688) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町栄町、元町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得新得2 (I-8-43-2689) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得上佐幌 (I-8-44-2690) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町字上佐幌西3線 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得トムラウシ1 (I-8-76-3139) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町字トムラウシ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得トムラウシ2 (I-8-77-3140) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	上川郡新得町字トムラウシ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得トムラウシ3 (I-8-78-3141) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町字トムラウシ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得屈足1 (I-8-79-3142) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町字屈足、字屈足基線 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得新得3 (II-8-56-2063) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町栄町、元町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新得新得4 (II-8-57-2064) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町栄町、元町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
--	---

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社の沢川（Ⅱ－82－0010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町西2条北3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三十三号一の沢川（Ⅱ－82－0050） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町字新内、字屈足基線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 富村発電所の沢川（Ⅱ－82－0070） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町字トムラウシ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニペソツの沢川（Ⅱ－82－0090） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡新得町字トムラウシ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	芦別旭町油谷（Ⅰ－0－453－453） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町油谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別頼城町1（Ⅱ－0－401－401） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別頼城町2（Ⅱ－0－402－402） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別野花南町1（Ⅱ－0－413－413） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市野花南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別本町4（Ⅱ－0－417－417） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市本町（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別旭町 2 (Ⅱ-0-428-428) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別黄金町 1 (Ⅱ-0-429-429) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市黄金町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別黄金町 2 (Ⅱ-0-430-430) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市黄金町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別川岸 (Ⅲ-0-279-279) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市川岸(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別頼城町 3 (Ⅲ-0-280-280) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別頼城町 4 (Ⅲ-0-281-281) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別頼城町 5 (Ⅲ-0-282-282) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別常磐町 1 (Ⅲ-0-296-296) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市常磐町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別常磐町 2 (Ⅲ-0-303-303)
---	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市常磐町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別旭町3（Ⅲ－0－304－304） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高校の沢川（Ⅰ－05－1170） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市本町、北6条西5丁目、北7条西5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増田芦別沢川（Ⅰ－05－1240） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 和田の沢川（Ⅰ－05－1410） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 4号沢川（Ⅰ－05－1450） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 3号沢川（Ⅰ－05－1460） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中の沢川（Ⅰ－05－1480） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市緑泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 2号沢川（Ⅰ－05－1490） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市緑泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

- 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中学校の沢川（Ⅰ－05－1500）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市緑泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
発電所の沢川（Ⅰ－05－1580）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市野花南町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
学校の沢川（Ⅰ－05－1780）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市黄金町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丹羽の沢川（Ⅱ－05－1160）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市高根町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
左2の沢川（Ⅱ－05－1180）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 芦別市本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松井の沢川（Ⅱ－05－1190）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市本町、北4条西4丁目、北5条西4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊藤の沢川（Ⅱ－05－1330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市川岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
木下の沢川（Ⅱ－05－1340）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市川岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大湊2の沢川（Ⅱ－05－1360）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市川岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中道の沢川（Ⅱ－05－1370） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市川岸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大淵1の沢川（Ⅱ－05－1380） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市芦別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別頼城3の沢川（Ⅱ－05－1400） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別頼城2の沢川（Ⅱ－05－1420） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	6号沢川（Ⅱ－05－1430） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 5号沢川（Ⅱ－05－1440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宝栄寺の沢川（Ⅱ－05－1470） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 左1の沢川（Ⅱ－05－1570） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥旭沢川（Ⅱ－05－1650） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり）
--	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 天狗対岸の沢川（Ⅱ－05－1680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 冷泉の沢川（Ⅱ－05－1690） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 黄金の沢川（Ⅱ－05－1790） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊岡二線左一沢川（Ⅱ－05－1840） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市豊岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 片山沢川・忠野の沢川(1)（Ⅱ－05－1870－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 片山沢川・忠野の沢川(2)（Ⅱ－05－1870－2） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 管上の沢川（Ⅱ－05－1890） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 佐藤の沢川（Ⅱ－05－1910） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 今野の沢川（Ⅱ－05－1950）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市常磐町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千葉の沢川（Ⅱ－05－1960） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市常磐町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福住沢川（Ⅱ－05－1970） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市福住町、常磐町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福住1号の沢川（Ⅱ－05－1980） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市福住町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 頼城玉井橋下1号沢川（Ⅲ－05－013） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 頼城玉井橋下2号沢川（Ⅲ－05－014） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 禅法寺下の沢川（Ⅲ－05－015） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市頼城町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 右2の沢川（Ⅲ－05－021） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市百戸町北、芦別市福住町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭島松沢1（Ⅰ－0－266－266） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市島松沢、北広島市三島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭島松沢2（Ⅰ－0－267－267）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市島松沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭北柏木町（Ⅰ－0－269－269）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市北柏木町3丁目、桜森（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭島松沢3（Ⅱ－0－197－197）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市島松沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭西島松2（Ⅱ－0－198－198）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市西島松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭盤尻1（Ⅱ－0－202－202）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 恵庭市盤尻（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭島松沢5（Ⅲ－0－129－129）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市島松沢、北広島市三島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭島松沢7（Ⅲ－0－131－131）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市島松沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭島松沢8（Ⅲ－0－132－132）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市島松沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭島松沢9（Ⅲ－0－133－133）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市島松沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭島松 1 (Ⅲ－0－134－134) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市西島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭島松 2 (Ⅲ－0－135－135) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市西島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭西島松 3 (Ⅲ－0－136－136) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市西島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭西島松 4 (Ⅲ－0－137－137) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市西島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	恵庭西島松 5 (Ⅲ－0－138－138) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市西島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭西島松 6 (Ⅲ－0－139－139) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市西島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭西島松 8 (Ⅲ－0－141－141) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市西島松 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭牧場 3 (Ⅲ－0－142－142) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市牧場 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭柏木町 3 (Ⅲ－0－144－144) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市柏木町 (次の図のとおり)
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻 2 (Ⅲ－0－146－146) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市盤尻 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻 3 (Ⅲ－0－147－147) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市盤尻 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻 4 (Ⅲ－0－148－148) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市盤尻 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻 5 (Ⅲ－0－149－149) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市盤尻 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻 6 (Ⅲ－0－150－150) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市盤尻 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻 7 (Ⅲ－0－151－151) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市盤尻 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻 8 (Ⅲ－0－152－152) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市盤尻 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻 11 (Ⅲ－0－155－155) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市盤尻 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭恵南 1 (Ⅲ－0－156－156)
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市恵南（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵庭恵南2（Ⅲ－0－157－157） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 恵庭市恵南（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌小別沢（Ⅱ－0－22－22） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区小別沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊羽1（Ⅰ－0－195－195） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区定山溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊羽2（Ⅰ－0－196－196） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区定山溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 103(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊羽3（Ⅰ－0－197－197） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区定山溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 104(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊羽4（Ⅰ－0－198－198） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区定山溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 105(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野1（Ⅱ－0－77－77） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野4条1丁目、藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 106(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊羽5（Ⅱ－0－122－122） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区定山溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

- 107(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊羽6（Ⅱ－0－123－123）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区定山溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 108(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊羽7（Ⅱ－0－124－124）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区定山溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 109(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊羽8（Ⅱ－0－125－125）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区定山溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 110(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊羽9（Ⅱ－0－126－126）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区定山溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 111(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊羽10（Ⅱ－0－127－127）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 札幌市南区定山溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 112(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大江の沢右1号沢川（Ⅱ－26）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区定山溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 113(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大江の沢右2号沢川（Ⅱ－27）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区定山溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 114(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
高橋の沢川（Ⅱ－28）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区定山溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 115(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
空沼登山口右の沢川（Ⅲ－3）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第220号 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。 令和3年3月19日 北海道知事 鈴木直道 1 処分をした年月日 令和3年3月10日 2 処分を受けた者 (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社鶴居建設 佐藤 俊介 (2) 主たる営業所の所在地 阿寒郡鶴居村字雪裡北16線東3番地 (3) 建設業の許可の番号 (般-2) 釧第869号 3 処分の内容 (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事・民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止 (2) 営業停止の期間 令和3年3月13日から令和3年4月11日までの30日間 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社文明堂 (2) 住所 岩見沢市9条西1丁目1番地 4 落札金額 (1) 基本料金（1月当たり） 11,000円 (2) 複写料金（1枚当たり） ア フルカラー 3.0円 イ モノクロ 0.5円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年1月22日付け北海道空知総合振興局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道空知総合振興局産業振興部調整課 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局告示第11号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月19日 北海道空知総合振興局長 高野瑞洋 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり モノクロ 3,048枚、フルカラー 9,653枚 2 落札を決定した日 令和3年3月5日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社大和商会 (2) 住所 岩見沢市6条東3丁目 4 落札金額 (1) 基本料金（1月当たり） 500円 (2) 複写料金（1枚当たり） ア モノクロ 1.30円 イ フルカラー 5.00円
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月19日 北海道空知総合振興局長 高野瑞洋 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価並びにフルカラー及びモノクロ1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 4台及び1月当たり フルカラー 34,700枚、モノクロ 18,500枚 2 落札を決定した日 令和3年3月5日	

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月22日付け北海道空知総合振興局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道空知総合振興局産業振興部林務課

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道後志総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月19日

北海道後志総合振興局長 北 谷 啓 幸

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 入札番号1 複写機及びその附属品の賃貸借（原子力環境センター）

ア モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり 900枚

(2) 入札番号2 複写機及びその附属品の賃貸借（地域政策課）

ア モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり 15,500枚

(3) 入札番号3 複写機及びその附属品の賃貸借（余市社会福祉事務出張所）

ア モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり 6,300枚

(4) 入札番号4 複写機及びその附属品の賃貸借（小樽商工労働事務所）

ア モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり 400枚

(5) 入札番号5 複写機及びその附属品の賃貸借（環境生活課）

ア モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり 14,200枚

(6) 入札番号6 複写機及びその附属品の賃貸借（建設指導課）

ア フルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり モノクロ 8,400枚、フルカラー 3,800枚

2 落札を決定した日

令和3年2月25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(3)

ア 氏 名 株式会社川端文化堂

イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目

(2) 1の(2)、(5)及び(6)

ア 氏 名 有限会社日進堂

イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目13番地

(3) 1の(4)

ア 氏 名 株式会社フルムラ商会

イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号

4 落札金額

(1)ア 基本料金（1月当たり） 21,800円

イ 複写料金（1枚当たり） 5.8円

(2)ア 基本料金（1月当たり） 22,000円

イ 複写料金（1枚当たり） 3.2円

(3)ア 基本料金（1月当たり） 22,600円

イ 複写料金（1枚当たり） 3.5円

(4)ア 基本料金（1月当たり） 24,000円

イ 複写料金（1枚当たり） 6円

(5)ア 基本料金（1月当たり） 23,000円

イ 複写料金（1枚当たり） 3.2円

(6)ア 基本料金（1月当たり） 24,000円

イ 複写料金（1枚当たり）

(ア) モノクロ 3.2円

(イ) カラー 17円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月29日付け後志総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道後志総合振興局総務課需品係

(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道留萌振興局告示第1004号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月19日

北海道留萌振興局長 宇野 稔 弘

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定枚数

ア 入札番号1	1台及び1月当たり	1,300枚	
イ 入札番号2	1台及び1月当たり	9,300枚	
ウ 入札番号3	1台及び1月当たり	1,800枚	
エ 入札番号4	1台及び1月当たり	1,200枚	
オ 入札番号5	1台及び1月当たり	10,300枚	
カ 入札番号6	1台及び1月当たり	8,500枚	
キ 入札番号7	1台及び1月当たり	7,100枚	
ク 入札番号8	1台及び1月当たり	8,000枚	
ケ 入札番号9	1台及び1月当たり	8,000枚	
コ 入札番号10	1台及び1月当たり	23,000枚	
サ 入札番号11	1台及び1月当たり	1,200枚	
シ 入札番号12	1台及び1月当たり	モノクロ	3,900枚、カラー 2,400枚
ス 入札番号13	1台及び1月当たり	モノクロ	600枚、カラー 3,200枚
セ 入札番号14	1台及び1月当たり	モノクロ	500枚、カラー 1,800枚

2 落札を決定した日

令和3年2月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(2)のA及びB

A氏名 株式会社ビジネスPLUS

イ住所 留萌市栄町2丁目2番3号

(2) 1の(2)のイ及びケからサまで

A氏名 株式会社栄進堂

イ住所 留萌市栄町2丁目5番28号

(3) 1の(2)のウ及びエ

A氏名 株式会社旭屋書店

イ住所 苫前郡羽幌町南3条3丁目7番地の2

(4) 1の(2)のオからクまで及びセ

A氏名 北鐘興産株式会社

イ住所 増毛郡増毛町畠中町3丁目82番地

(5) 1の(2)のシ

A氏名 株式会社浜田商事

イ住所 留萌市旭町2丁目14番地

4 落札金額

(1) 入札番号1

A基本料金 27,400円

イ複写料金 4.80円

(2) 入札番号2

A基本料金 26,500円

イ複写料金 3.80円

(3) 入札番号3

A基本料金 26,300円

イ複写料金 5.00円

(4) 入札番号4

A基本料金 26,300円

イ複写料金 5.00円

(5) 入札番号5

A基本料金 31,000円

イ複写料金 3.80円

(6) 入札番号6

A基本料金 31,000円

イ複写料金 4.20円

(7) 入札番号7

A基本料金 31,000円

イ 複写料金 4.28円 (8) 入札番号 8 ア 基本料金 31,000円 イ 複写料金 4.25円 (9) 入札番号 9 ア 基本料金 53,900円 イ 複写料金 4.00円 (10) 入札番号 10 ア 基本料金 54,100円 イ 複写料金 4.00円 (11) 入札番号 11 ア 基本料金 20,200円 イ 複写料金 5.90円 (12) 入札番号 12 ア 基本料金 40,000円 イ 複写料金 (ア) モノクロ 1.60円 (イ) カラー 15.50円 (13) 入札番号 13 ア 基本料金 28,200円 イ 複写料金 (ア) モノクロ 4.80円 (イ) カラー 25.00円 (14) 入札番号 14 ア 基本料金 22,500円 イ 複写料金 (ア) モノクロ 6.00円 (イ) カラー 27.00円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年12月25日付け北海道留萌振興局告示第1003号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道留萌振興局総務課需品係 (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2	北海道十勝総合振興局告示第1006号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月19日 北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車（公物管理パトロールカー）の賃貸借 一式（1月当たりの単価）4台分 2 落札を決定した日 令和3年2月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社 (2) 住 所 東京都港区西新橋一丁目3番1号 4 落札金額 251,680円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年1月29日付け北海道十勝総合振興局告示第1003号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁胆振教育局告示第26号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月19日 北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) A重油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価） 276,000リットル (2) A重油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価） 266,000リットル (3) A重油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価） 162,000リットル (4) A重油（苫小牧A・白老地区）（1リットル当たりの単価） 79,000リットル (5) A重油（苫小牧B地区）（1リットル当たりの単価） 187,000リットル (6) A重油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価） 48,000リットル (7) A重油（むかわ地区）（1リットル当たりの単価） 51,000リットル
---	--

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-

北海道警察本部告示第168号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月19日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 警察本部庁舎で使用する電力
- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,500kW
(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 7,362,336kWh
- 2 落札を決定した日
令和3年2月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社ホープ
(2) 住 所 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 650円00銭
(2) 電力量料金 16円40銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年12月15日付け北海道警察本部告示第554号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-